

## 【配付資料の説明】

「柳井市土地開発公社の取扱い」について報告します。

市公社の今後の取扱いですが、その内容は市公社の解散について手続を進めようとするものです。

はじめに、「1 市公社の概要」について説明します。

土地開発公社は公有地等の円滑な取得などを行い、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立される公共法人です。

本市においては、昭和49年に柳井市土地開発公社を設立し、以来、街路、公園などの都市計画事業等に係る「用地先行取得事業」や、企業団地、住宅団地といった「土地造成事業」を行い、効率的な行政運営のみならず、市政の発展にも貢献してきました。また、平成17年度から26年度までの10年間は、国道188号柳井バイパスにおける代行取得を担うなど国の直轄事業にも積極的な役割を果たしてきたところです。

続いて、「2 土地開発公社を取り巻く国等の動向」についてです。

バブル経済の崩壊をきっかけとした景気の長期低迷、地価の下落が続く中で、公共事業も大幅に減少し、結果として土地の取得や造成などの新たな事業展開がなされない状況が続き、全国的に土地開発公社の意義や役割が徐々に低下してきました。

このように社会経済情勢が大きく変化する中、平成21年4月、国は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を全面施行し、地方公社や第三セクター等についても経営健全化に向けて財政状況を厳しく監視するとともに、その抜本的改革を行うよう数度にわたって技術的助言が発出されてきました。

その後、全国的に土地開発公社を解散する自治体が急増し、県内では山口県土地開発公社の解散を皮切りに、8市の自治体において解散手続が進められました。

続きまして、「3 市公社の取扱い方針」についてです。

本市では、先ほどご説明した国道188号柳井バイパスの代行取得業務が平成26年度までに完了したことを受け、市公社の今後の在り方について検討し、平成27年10月の公社理事会において存続させることを決定したところです。

このことは、市議会に対しましても、従来からご説明してきたところですが、柳井市には土地開発基金及び先行取得の特別会計はなく、土地開発公社以外に代行取得の手段がない状況であること、また、国県に対し柳井・平生バイパス事業の実現を強く要望しており、柳井市の本事業に対するスタンスを明確にすること及び事業の早期完了を図る必要があることから、市公社を存続することとしたものです。

その後、山口県や近隣市町のご協力の下、道路要望活動を継続していく中で、令和2年度には柳井・平生バイパスが新規事業化されました。

今年度令和4年度に入り、都市計画法に基づく事業承認手続が順調に進み、11月には国による官報告示がなされました。

この手続の段階において、国から同バイパス事業に係る用地取得に当たっては、国による直接買収を行うため、市公社による用地代行取得は依頼しない旨の方針が示されました。

このことを受けて、本市では、市公社を存続させる必要性が無くなったため、これまでの方針を転換し、長年にわたり果たしてきた役割は終えたものと判断し、解散に向けた手続を進めることとします。

最後に、「4 今後の手続の流れ」についてです。

ここでは、公社解散に伴う一般的な手続の流れをお示ししております。

法令に基づき、市議会の議決を経、県知事の認可をもって解散となります。

解散後は、清算手続を行い、清算終了まで至ることとなりますが、通常は手続開始から清算終了まで半年以上の期間を要しますことから、速やかに手続を進めてまいります。

具体的には、今年度令和4年度中に①の手続開始から②の解散までを進め、来年度令和5年度に③の清算を行い、④の清算終了までを終える予定でございます。

従って、次回の3月定例会市議会において市公社を解散する旨の議案を提出できるよう考えています。

また、解散に伴い、市公社が保有する財産、負債等を整理する必要がありますことから、関連する市の予算案並びに債権放棄に関する議案を併せて提出させていただき見通しです。

いずれにしても、手続に当たっては、関係諸法令に照らし、他の自治体の先例も参考にしながら、適時適切に取り組んでまいりたいと考えております。